

## 『令和3年度税制改正大綱(3) DXやグリーン投資への優遇』

今回の税制改正で柱に据えられたのが、デジタル化と脱炭素。デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制は、クラウド技術を活用して他社や部門間でデータを融通するようなシステム投資を優遇する。「事業適応計画(仮称)」について認定を受け、同計画に従って導入されたソフトウェア、繰延資産、機会装置、器具備品等への投資について、1)取得価額の30%の特別償却、2)取得価額の3%(グループ外の事業者とデータ提携をする場合は5%)の税額控除、の選択適用ができる。対象となる取得価額は300億円を上限とし、2年間の時限措置となる。



2050年のカーボンニュートラルに向け、グリーン投資に踏み切る企業への税制優遇も図られる。「中長期環境適応計画(仮称)」について認定を受け、同計画に従って導入された、脱炭素製品を製造する設備または生産工程の脱炭素化に資する設備への投資について、1)取得価額の50%の特別償却、2)取得価額の5%(貢献度の高いものは10%)の税額控除、の選択適用ができる。対象となる取得価額は500億円を上限とし、3年間の時限措置。省エネ半導体やリチウムイオン電池の製造、再エネへの切替えや熱利用の効率化などが想定されるほか、風力発電設備も対象となる。

## 『税務関係書類に押印なしもOK 複数の相続人がいる場合を例示』

国税庁は、税務関係書類に押印がなくとも改めて押印を求めないこととし、相続人または受遺者による相続税申告書への押印についても同様に取り扱う方針を明らかにした。3年度税制改正大綱で税務関係書類における押印義務の見直しを行うとされた趣旨を踏まえ、税制改正前に前倒して実施する。法令上、相続税の申告書は、2人以上の相続人等が共同して提出する場合に一つの申告書に連署して提出することとされているが、2人以上の相続人等がいる場合に押印をしない時は、申告書の提出意思の有無を明らかにするため、申告書第1表および第1表(続)には共同して提出する人のみを記載して提出するよう求めた。共同して申告書を提出しない相続人等は、別途申告書を作成・提出する必要がある。同庁はホームページに「複数の相続人等がいる場合の相続税の申告書の作成方法～押印をせずに相続税の申告書を提出する場合～」と題するページを新設、記載の具体例を示した。e-Taxによる相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士等がまとめて代理送信する場合には、共同して申告書を提出するか否かの明示を別途行う必要はない。第1表または第1表(続)に利用者識別番号の入力がある相続人等のデータが有効となるため。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます